

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年11月9日
【会社名】	アートコーポレーション株式会社
【英訳名】	ART CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 寺田 千代乃
【本店の所在の場所】	大阪府大東市泉町二丁目14番11号
【電話番号】	072(870)0123(代)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経理担当 松藤 雅美
【最寄りの連絡場所】	大阪府大東市泉町二丁目14番11号
【電話番号】	072(870)0123(代)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経理担当 松藤 雅美
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) アートコーポレーション株式会社 東京支店 (東京都品川区東品川一丁目3番10号) アートコーポレーション株式会社 千葉支店 (千葉県習志野市芝園二丁目1番18号) アートコーポレーション株式会社 さいたま支店 (さいたま市北区本郷町884番地) アートコーポレーション株式会社 横浜支店 (横浜市港北区新横浜一丁目11番7号) アートコーポレーション株式会社 名古屋支店 (名古屋市中川区露橋一丁目21番22号) アートコーポレーション株式会社 神戸東支店 (神戸市東灘区住吉南町二丁目2番1号)

1【提出理由】

当社に対して提起されていた訴訟につき裁判外での和解が成立しましたので、「金融商品取引法」第24条の5第4項および「企業内容等の開示に関する内閣府令」第19条第2項第6号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 訴訟の解決があった年月日

平成22年11月1日

(2) 訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

平成20年8月28日付で株式会社大広（以下「同社」という）から当社に対し1,177百万円の広告代金の支払を求める訴えが提起され、その後、同社は不法行為に基づく損害賠償請求を予備的に追加するとともに、請求額を1,282百万円に拡張しました。

当社は同社のいう他の広告業者に対して、広告業者らがまわし取引に参加する権限を与えたことはなく、広告業者らが行っていた取引は広告業者間でのファイナンス取引であって、広告業者間で決済すべき問題であり、また、当社が同社に不法行為を行ったことはない等として争っていましたが、裁判所から強い和解勧告があり、また、当社は同社の広告能力を高く評価していて、今後、広告に関する取引を開始する可能性もあること等を考慮し、同社との間で話し合いを行った結果、当社は同社に対して解決金を支払い、同社は訴えを取り下げて、両者間の紛争を全面的に解決するという話し合いが成立いたしました。

当社は同社に対して、本件解決金として550百万円を平成22年11月1日付で支払い、同社は同日付で訴えの取下げをしました。

なお、上記解決金は平成22年9月期において特別損失として計上する予定です。

以上